法改正情報のご案内

2024年4月の介護保険法などの改定に伴い、小社刊『ゼロからスタート! 馬淵敦士のケアマネ1冊目の教科書』に掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

おもなページ	内容
57	施設サービスは4つから 3つ に変更(介護医療型医療施設が2024年3月で廃止)。
67	介護老人保健施設・介護医療院のみなし指定に <mark>訪問リハビリテーション</mark> が追加。
70、106	介護予防支援事業者の呼び名は、 <mark>地域包括支援センターの設置者が指定を受けて行う介護予防支援事業者</mark> に変更(原則、ほかのページも含む)。
82	第1号被保険者の保険料は、9段階から 13 段階に変更。
	細分化した場合は、10段階から 14 段階に変更。
102	居宅サービス計画に関するモニタリングについて、居宅サービスが適切に行わているかの確認等は月1回の <mark>面接(2月に1回は訪問での面接</mark>)で行うことに変更。
	※補足:介護予防サービス計画は、3月に1回の <mark>面接(6月に1回は訪問での面接</mark>)での確認に変更。
104	介護支援専門1人あたりの利用者の担当数は、35人から44人に変更(ただし、要支援者は3分の1でカウント)。
	※補足:1事業所で介護支援専門員の増員が必要になるのは、36人以上から45人以上に変更。
206	販売対応の品目は、6つから 9 つに変更。以下が <mark>追加</mark> 。
	⑦スロープ(固定式のもの)⑧歩行器(脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器)⑨歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プ
	ラットホームクラッチ及び多点杖)が追加。
221	協力病院の表記は <mark>協力医療機関等</mark> におおむね変更。